

令和7年第6回仁淀川町議会定例会会議録（第2号）

令和7年12月3日（水曜日）

9時59分開議

11時10分閉会

出席議員（10名）

1番	議員	岡田良成	2番	議員	藤堂賢太郎
3番	〃	藤原大	4番	〃	藤崎源彦
5番	〃	大野直孝	6番	〃	片岡智準
7番	〃	竹本文直	8番	〃	若藤敏久
9番	〃	野村安夫	10番	〃	大野弘

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町長	片岡信博	副町長	下久保幹夫
総務課長	大石浩平	企画振興課長	荒木紀和
農林課長	奥田誠	町民課長	井上竜一
医療保険課長	西森秀成	健康福祉課長	日浦けさお
建設課長	神岡孝司	会計管理者兼出納室長	福原和美
教育次長	吉川毅	仁淀総合支所長兼仁淀地域課長	片岡龍也
池川総合支所長兼池川地域課長	井上健一		

職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 日浦嘉平 書記 田村沙織

午前 9時59分 開議

○議長 おはようございます。ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これより令和7年第6回仁淀川町議会定例会を開議いたします。

直ちに会議を開きます。

まず初めに、町長から訂正を行いたいということですので、よろしくお願いします。片岡町長。

○町長 おはようございます。昨日、私のほうから行政報告として、大崎診療所へ心臓のエコーの検査ができる技師の派遣を来年の4月というふうにお伝えしていたんですが、1月の誤りですので、訂正をさせてください。

○議長 それでは、これより議案の審議を行います。

日程第1、質疑を行います。

報告第12号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで報告第12号の質疑を終結します。

報告第13号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。藤原大君。

○3番 以前にも秋葉の宿で除草作業中に車の窓を割る事故があったと思いますが、そのときから何か対策等を講じてないでしょうか。また同じ事故が出てきたと思いますので、質問します。

○議長 執行部、答弁。大石総務課長。

○大石総務課長 ご質問にお答えいたします。

このたびは本当に申し訳ございませんでした。細心の注意を払いながらやるようにはその都度注意はしているところでございますが、このような事態になりまして、申し訳なく思っておりますし、また、職員に対しましても、作業中につきましては、まず安全を第一に作業するように伝えたいと考えております。

以上です。

○議長 ほかに。藤原大君。

○3番 具体的に何かこう、例えば道路側で作業するときはネットのボードを持つちゅう人らがおったりすると思うんですけど、何か具体的に対策を、こういうことをやりますというのがあれば、やってもらいたいなと思います。

○議長 大石総務課長。

○大石総務課長 藤原議員のご指摘のとおり、そういう飛散防止対策を今後行うような形で検討していきたいと考えております。

○議長 ほかに。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで報告第13号の質疑を終結します。

議案第55号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。片岡智準君。

○6番 この55号の条例については、例の園児をバスの中に置いての事故につながったという、そのことを背景にできた条例と思うんですが、ただ、この条例を読ませていただいて感じたことは、町長の勧告権やらが何か所かに見られるんです。しかし、この条例の中で、職員がこれに対して聞き取りや、非常に内容が事細かに規定されておったら、それを調査や確認をする権限がどこにも書かれてないんですよ。

だから、この条例で立入権、あるいは調査権なんかをどこかに網羅しておかなければ、児童福祉法は、もしあつたにしたら、それは県の職員だけで、町職員ができないんじゃないかなというふうに印象を受けましたので、その確認を1件だけしておきます。

○議長 執行部、吉川教育次長。

○吉川教育次長 質問にお答えさせていただきます。

こちらの条例は、主な制度としては、こども誰でも通園制度を運用するための条例になっております。先ほどここへ書かれていることの内容で、バスの中での安全管理等のお話がありましたが、仁淀川町ではバス通園のほうを公共のほうでやっていませんし、また、施設のほうの安全についても、適切に県の指導等も受けながら行っていますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

○議長 片岡智準君。

○6番 ということは、県のほうから連絡を受け、いろんな町民からの相談があったときに、聞いて、間接的にいわゆるその確認をして、それに基づいて、伝聞でいわゆる町が勧告するみたいなことになるということでおろしいんですか。

ちょっと質問の内容が分からんがですけども、今、次長の話を聞いてたら、間接的になるのでというような、こっちは受けたんで、間接の伝聞、間接というのは伝聞になりますので、それを基に町長が3か所ぐらい勧告権が認められているんですけども、それはいわゆる人の話を聞いて、こんなことやからこうやってというようなことになるということいいんですか。

以上です。

○議長 執行部、吉川教育次長。

○吉川教育次長 すみません、お答えさせていただきます。

先ほどの県を出したのは、法令上に必要な設備の安全性等について県の指導を受けるという意味合いでありますし、実際にお預かりしたお子さんの安全性については、当然、保護者等からも話がありますし、そういったことは個別に町のほうがこども園や保育所なりとまた話をして、対応をしております。

以上です。

○議長 片岡智準君。

○6番 結果的にこういう施設の中でのいろんなのがあったときに、町が行って、行く権限がないわけということでいいんですか。そうじゃないですよね。町は当然行って、話を聞いたり何したりする場合は、法律の総体的に見たら、ほとんど立入権、調査権が規定の中に入れておかなければできないというのが一般的なように私は理解しているんですけども、そうでなければ、それで事足りればいいわけなんですけども、そこら辺り、いま一度確認だけしておいてみてください。

以上です。

○議長 執行部、吉川教育次長。

○吉川教育次長 お答えさせていただきます。

当然、町のほうは、保護者、また保育所、こども園のほうからも管理上危ないようなことがあればというふうな話があれば、当然見に行って確認をしておりますし、これからも確認をして対応していきます。

○議長 ほかに。竹本文直君。

○7番 この条例は、今、保育園へ通うためには条件があって、両親ともに仕事に出ていて、家庭では子供を見ることができないという子供を対象にして今の保育園制度があると思います。それを撤廃というか、改正をして、自営業の方であっても、専業主婦の、もし、方がおいでても、そういう人の子供も預かることができますよという制度改正だというふうに理解しているんですが、そこで聞きたいのは、町内に、本町に対象児童、幼児は何人ぐらいおりますでしょうか。

○議長 執行部、吉川教育次長。

○吉川教育次長 お答えさせていただきます。

最初にこうあって申し訳ない、失礼とは思うんですけども、具体的な数字のほうは把握はしておりません。ただし、保育所、こども園に入所している子供の数と、実際、私のほうでも年に1回はいわゆる未就学児の子供が何人いるか、人数のほうを調べています。そういうことで言うと、大体平均的に各、ゼロ歳から6歳ということになると思いますけども、各年代で、ゼロ歳はないとしても、各年代で大体1人から2人ぐらいは保育に入ってないような子供がいるのかなと思っていますが、大体年長、5歳児組といいますが、ほぼ全員、毎年大体入っているような状態です。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第55号の質疑を終結します。

議案第56号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第56号の質疑を終結します。

議案第57号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第57号の質疑を終結します。

議案第58号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第58号の質疑を終結します。

議案第59号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第59号の質疑を終結します。

議案第60号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。藤原大君。

○3番 仁淀川町グリーンフォレストセンター、ゆの森のことやと確認しています。客室の料金等を引上げしていると思うんですが、繁忙期にこの値段にしなければいけないというわけではなくて、指定管理業者側が自由に金額を設定できるように、もっと大幅に引き上げておいたほうがいいんじゃないかなと思いますが、どうでしょうか。

○議長 執行部、荒木企画振興課長。

○荒木企画振興課長 藤原議員のご質問にお答えします。

この条例に上げております金額は、設定金額ではなくて、あくまで限度額金額という

ことで、この範囲内で決めていただくということでやってきております。

今上げたタイミングにつきましては、一応物価高騰等も当然ございますけれども、近隣市町村の同じようなタイプのホテル等を参考にして料金設定をしてきておりますので、そういうことも総合的に判断して、この限度額を今回設けさせていただいたところです。

○議長 ほかに。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第60号の質疑を終結します。

議案第61号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第61号の質疑を終結します。

議案第62号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第62号の質疑を終結します。

議案第63号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。藤原大君。

○3番 63号から69号の指定管理の指定についてで、まとめて質問させていただきます。指定管理の応募は、複数あった応募の施設について、複数あったところがあれば、それを教えていただきたいです。

○議長 執行部、大石総務課長。

○大石総務課長 ご質問にお答えいたします。

今回の議案に上げております指定管理施設につきましては、非公募としておりまますので、1社のみとなっております。

以上です。

○議長 ほかに。竹本文直君。

○7番 この指定管理、9件か、今出ているんですが、3年前の同じこの組というか、11月にプロポをやったんですけど、そのときにはバス事業もプロポーザルをやったと思います。けど、なぜ今回バス事業は議案として上がってきてないのか。その理由をお聞かせください。

○議長 執行部、大石総務課長。

○大石総務課長 ご質問にお答えいたします。

バス事業の2つにつきましては、指定管理者選定審議会のほうで協議をしていただきま

した。そしたら、答申は頂いたところでございますが、その答申を上げた段階で、町長のほうから再度専門家の意見も聞きたいというご指摘がありましたので、再度専門家を集めて、専門家の意見も聞きながら、今度、12月の17日に予定しております臨時議会のほうに改めて提案したいと考えております。

以上です。

○議長 竹本文直君。

○7番 町長の提案で専門家の意見を聞きたいということは分かったんですが、前回まで、本当に今までの私の経験からしたらこんなことは初めてなんですね。なぜ専門家の意見を聞かなければならないのかということを町長にお聞きしたいと思います。

○議長 片岡町長。

○町長 竹本議員の質問にお答えさせていただきます。

第1回目のほうで答申を頂きましたが、答申の中身で私が非常に、2社、今回プロポーザルで提案をしていただいております。やはり安全運行が第一というふうなことで、バスについては、町民バス、スクールバスのプロポーザルが1件、あとコミュニティバスが1件で、それぞれ町民バス、スクールバスについては1JVと1法人、あとコミュニティバスのほうも1JVと1法人が提案をしてきていただいております。

その答申の中を見せていただいたら、私のほうもバスの運行については安全性が第一というふうなことで思って中身を拝見しておりましたが、やはりここは専門家の意見をお聞きしたいというふうなことで、私の判断で第2回目の審議会を開いていただくように指示をしたところでございます。

○議長 竹本文直君。

○7番 町長の話は分かったんですが、もし専門家の意見を聞かなければならぬというような内容であれば、11月の最初にやった委員会までにその判断をすべきじゃないですか。一旦プロポーザルやつといて後でやり直すというのは、これね、安居の件と同じですよ。構図的には。やっぱり慎重にそういうところは事前にちゃんとした準備をした上でやらないと、ますます不信感を持たれるというふうに私は思います。

今回はそういう町長の判断でもう1回やり直すということだから、それは今さらけしからんと言うてもどうもならんですが、もう本当にこういうことが続いたのでは、仁淀川町の本当に信頼というのは落ちると思いますので、重々気をつけてやってほしいというふうに思います。

以上です。

○議長 執行部、片岡町長。

○町長 竹本議員のご指摘のとおりでございます。当然、今度の第2回目の審議会については、1回目の答申も参考にしながら、第2回目の、地域交通に精通された方々ばかりですので、その答申も踏まえて、総合的に私は判断させていただきます。本来であれば、1回の審議会で完了すればよかったのですが、私のほうの委員さんの方の選定のほうが今回誤っておりましたので、次回以降、バスについては、審議会については、地域交通に精通された方をほかの指定管理とは分けて委員さんを指名しようというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 若藤敏久君。

○8番 ただいまの関連でございますが、竹本議員からは、前回の安居渓谷の入札云々のことと一緒になるからというような心配の声がありました。私は全く違うと思っております。

というのは、町長の答弁を聞いておりますのに、町長は口ごもってはっきり言いませんでしたが、審議会の答申が安全性に関してちょっとこれは納得がいかないなど、そういうようなことがあったということではないんでしょうか。それを、町長、はっきり言わないと、竹本議員のように誤解されますよ。

審議会の答申そのものが安全性に対して、私が聞いているところはよ、間接、間接だから、ここでこの場で言ってもいいんですけど、これは言いません。どうしても言えというなら言いますけど。

そういうことで、町長、あなたは、さっきの答弁のときに、審議会の答申が安全性について私は問題があると判断をしたと、だからもう一度専門にかけるんじやと、そこまで言わないといかんじやないですか。

以上です。

○議長 執行部、片岡町長。

○町長 答申の中身、私が本来、具体的に先ほどの答弁で言えばよかったんですが、やはり現在進行形の審議会でございますので、私の判断は、若藤議員のおっしゃるとおり、安全性に係る部分について、私自身少し検討しなければならないというふうなことで、第2回の審議会をお願いしたことでございます。ありがとうございます。

○議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第63号の質疑を終結します。

議案第64号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第64号の質疑を終結します。

議案第65号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第65号の質疑を終結します。

議案第66号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第66号の質疑を終結します。

議案第67号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第67号の質疑を終結します。

議案第68号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第68号の質疑を終結します。

議案第69号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第69号の質疑を終結します。

議案第70号についての質疑を許可します。野村安夫君。

○9番 確認のため、いま一度質問したいと思います。17ページ、農林水産業費、5款、林業費の中で、竹ノ谷の住宅の件です。5棟のハウスの件ですが、いま一度確認のため、質問いたします。

谷川の擁壁の部分が崩れることがないか、十分に確認してやっていただきたいと思います。1億5,000万の金を投資するのでありますので、十分なにして基礎工事をお願いしたいと思います。工事が完成した後、台風、集中豪雨、大地震で崩壊しないようお願いしたいものです。住民、町民に笑われないようにお願いします。頼みます。よろしく頼みます。

○議長 執行部の答弁、片岡町長。

○町長 十分に谷川部分、フリーフレームで補強はしておりますが、建物については、やはり建物用のボーリング調査は必要ですので、それに応じて基礎の高さ等を設定する必要がございますので、もちろん台風等で崩れることがないのは、十分に、町が建てる住宅でございますので、そこは留意して建築をさせていただきます。ありがとうございます。

○議長 ほかに。野村安夫君。

○9番 中学校の体育館の件ですが、池川中学校、屋根のほうに上って確認したんですか、十分に。

○議長 執行部、吉川教育次長。

○吉川教育次長 お答えさせていただきます。

私が屋根の上へ上ったということはないんですけども、特に一昨年度の終わり、年度末頃ぐらいから大変体育館の状態が悪くなってきていました。昨年度、ちょうどこの時期ぐらいに業者の方に見積りも依頼したわけですけれども、なかなか金額のほうも大きくて、今のところは本当に軽微な、継ぎはぎ的な修繕にとどまっております。

この話は子ども議会のほうでも質問を受けまして、そのときにもお答えさせていただいたんですけども、なかなか事業費が大きい中で、町の単独事業として行うのが難しいという状態になっています。教育委員会だけでなく、首長局とも連携しながら、何か有利な国の制度がないかということで考えているという状態です。利用者の皆様には大変ご不便というか、迷惑をかけていることは重々承知しています。

○議長 ほかに。野村安夫君。

○9番 4月、3月の大雪の時期までには何とかしてもらいたいと思いますので、住民の要望もありますので、よろしくお願ひします。

○議長 執行部、吉川次長。

○吉川教育次長 同じような内容の回答になって申し訳ないんですけども、引き続き首長局とも連携しながら、何か対応ができないか考えていきたいと思います。

○議長 ほかに。竹本文直君。

○7番 直接この議案と関係ないので控えていましたが、ちょうど出ましたので、関連で聞かせてもらいます。

子ども議会でそういう声を聞いて、学校と生徒にお話も伺いました。その中で、一番困っているのは何よって聞いたら、やっぱり大雨が降ったら、窓からどうもようけ入ってきゆうと。それだけでも何とかしてほしいと。そうしないと余計傷みますよということ

した。そういうことをお伝えして、把握していると思うんですが、ぜひ子供の意見を尊重してほしいと思いますので、よろしく。

○議長 執行部、片岡町長。

○町長 11月末の総合教育会議のほうからも、教育委員の方から同じようなご指摘を受けましたので、教育委員会となるべく、個別のお話も頂きましたので、ちょっと予算もかかるようなことなんですが、予算と対策工というのを、限りある予算でございますので、検討をしながら、何らかの形で対策工はしなければならないのかなというふうなことは思っております。簡便になるかもしれません、その辺りはお許しください。

○議長 ほかに質疑はありませんか。藤原大君。

○3番 2点あります。まず、12ページのトイレカーの購入事業なんですが、トイレカーの主な使用目的は何かということが1点で、川で遊んでいるアクティビティー事業者さんがそのままトイレを川の中をしているというような問題が前の議会で上がっていたので、それのために町がトイレカーを構えるんやったら、ちょっとそれは違うんじゃないかな、事業者さんの努力が必要なんじゃないかなと思って質問しています。

2点目、18ページの池川ふれあい公園の遊具3,000万円なんですが、今の遊具、総合アスレチックみたいのが1個置いてあると思うんですが、ロープとかそういうのがやっぱり先に傷むような気がしておりますので、あまり維持管理コストかからないような遊具にしてもらえたなら、使う側もきれいなものを長く使えると思いますし、設置する側もあまり運用コストのかからないようになると思いますので、その辺を考えていただけたらと思います。

○議長 執行部、大石総務課長。

○大石総務課長 ご質問にお答えいたします。

まず、トイレカーでございますが、基本的には防災対策でございます。通常は町の観光をメインに使いたいと考えておりますし、桜のシーズンであるとか、あと紅葉のシーズン、そしてまたいろんなイベントとかお祭りがあるんですけども、そこで活用したいと考えておりますし、軽四の、大便器が2基備えられて、タンク容量が280リットルで、使用回数が70回から110回程度利用できる仕様となっております。

トイレカーは以上でございます。特定の業者が使うようにはなっておりません。

○議長 井上池川総合支所長。

○井上池川総合支所長兼池川地域課長 藤原大議員の仁淀川町ふれあい公園に設置する遊

具の関係でご質問にお答えさせていただきます。

現在設置されております遊具は、2人乗りのブランコ、これ鉄製になります。あと木製の複合遊具、そして木製のマウントクライミング、そして木製のターザンロープとなっております。

今の計画で言いますと、この4つの遊具全て撤去しまして、新たに設置する遊具につきましては、複合遊具、こちらは鉄製のような形になりますけれども、それとあと、今まで2人乗りであったブランコを4人乗りのブランコにする。4人乗りのブランコは、2つは児童用の座板、残り2つはバケットをつけた幼児用にしたいと考えております。それとあと、幼児が遊べる滑り台と、あと幼児が遊べるスプリングペットという、スプリングが下について、乗るような遊具を設置したいと考えております。

今までの遊具につきましては、ちょっと幼児が遊べるような遊具も少なかったというところもございますので、そういういた遊具も増やして、年齢層も幅広く利用していただけるような遊具にしたい、設置したいと考えております。

以上です。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第70号の質疑を終結します。

議案第71号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第71号の質疑を終結します。

議案第72号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第72号の質疑を終結します。

議案第73号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第73号の質疑を終結します。

議案第74号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第74号の質疑を終結します。

追加議案第75号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで追加議案第75号の質疑を終結します。

追加議案第76号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで追加議案第76号の質疑を終結します。

日程第2、これより討論・採決を行います。

報告第12号、専決処分の報告について（令和6年度（繰越）防災・安全交付金事業町道家古屋岩丸線道路改良工事）におきましては、地方自治法第180条の規定による報告でありますので、報告のみといたします。

報告第13号、専決処分の報告について（物損事故に関する和解について）におきましても、地方自治法第180条の規定による報告でありますので、報告のみといたします。

議案第55号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり議決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、議案第55号、仁淀川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例については原案どおり議決されました。

議案第56号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、議案第56号、仁淀川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

議案第57号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、議案第57号、仁淀川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

議案第58号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、議案第58号、仁淀川町農業集落排水事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

議案第59号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、議案第59号、仁淀川町農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

議案第60号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、議案第60号、仁淀川町グリーンフォレストセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

議案第61号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、議案第61号、仁淀川町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

議案第62号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、議案第62号、仁淀川町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

議案第63号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、議案第63号、仁淀川町デイサービスセンター「ひなた荘」の指定管理者の指定については原案どおり可決されました。

議案第64号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、議案第64号、仁淀川町集落活動センター山村自然楽校しもなの郷の指定管理者の指定については原案どおり可決されました。

議案第65号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の举手を求めます。

全員賛成。よって、議案第65号、仁淀川町グリーンフォレストセンターの指定管理者の指定については原案どおり可決されました。

議案第66号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の举手を求めます。

全員賛成。よって、議案第66号、仁淀川町安居渓谷森林総合利用施設の指定管理者の指定については原案どおり可決されました。

議案第67号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の举手を求めます。

全員賛成。よって、議案第67号、仁淀川町池川439交流館の指定管理者の指定については原案どおり可決されました。

議案第68号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、議案第68号、仁淀川町移住交流拠点施設の指定管理者の指定については原案どおり可決されました。

議案第69号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、議案第69号、仁淀川町観光センター等の指定管理者の指定については原案どおり可決されました。

議案第70号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、議案第70号、令和7年度仁淀川町一般会計補正予算（第4号）については原案どおり可決されました。

議案第71号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、議案第71号、令和7年度仁淀川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については原案どおり可決されました。

議案第72号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、議案第72号、令和7年度仁淀川町国民健康保険直診勘定特別会計補正予算（第1号）については原案どおり可決されました。

議案第73号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、議案第73号、令和7年度仁淀川町介護保険特別会計補正予算（第2号）については原案どおり可決されました。

議案第74号について討論はありませんか。岡田良成君。

○1番 私は、議案第74号、反対の討論をさせていただきます。

今この議案の中で中学校の統合問題と、1点だけ出ておりますけども、私は一貫として小中一貫校を提案してまいりました。その理由については、今まで質疑で何度も申し上げておりますけども、今、仁淀川町の生徒数を見たときに、10年後、必ずしも増える可能性はありません。そしてまた、保護者の方々は子供の教育を第一、そしてまた、今現在、長者小学校の問題においても、十何名かの生徒数では子供がかわいそうだ、将来を見たときには別府へということで、今は別府へ來ました。そして、この方々は将来、一貫校を望んでおる方ばかりであります。

そしてまた、私は、以前から中学校の統合問題がありました。そのときにも、中学校は大崎に1校ということで提言をしてまいりましたけども、実際に2校になった。その結果においては、今、長者地区の方々、保護者の方々は、子供の教育を大優先にするために、町外にかなり流出をされました。

そういうことを見たときに、今の現状を見たとき、10年先の現状を見たとき、やはり仁淀川町の将来を見たときに、やはりこれは小中一貫校が私は正しいと。そして、そういうことを言ってまいりました。したがいまして、今の議案第74号については反対であります。

○議長 それでは、賛成の発言はありませんか。竹本文直君。

○7番 私はこの案に対して賛成の立場で討論をさせていただきます。

前執行部の代でした小中一貫校についての私は反対をしましたが、その大きな理由が、せめて池川と仁淀に学校がなくなれば地域が衰退するという大きな理由がありました。それともう1つ、昨年の仁淀川町の出生数を見れば18人です。10年前、今、小学校3年生の子供の数とほぼ同じであります。その間のこの10年間の出生数を見てみると、多少の増減はありますが、それほど下がってない。だから、小学校については、今のままの状態を10年は続けていけるだろうというふうに推測をしております。

しかし、中学生については、今、両校で七十数名ということで、1校35人、これでは少な過ぎる。勉学というよりも、私はクラブ活動のほうで不便を強いられているというふうに思います。そういう意味で、賛成をいたします。

それと、この大崎地区に小学校、中学校は1校もない。なくならせたときに、私は非常に疑問を持ちました。やっぱり旧町村の中心地には学校は1つずつあるべきやというふうには今までずっと思ってきておりました。そういう意味も込めて、中学校の統合はやむを得ないですが、小学校は現状のままで残すということに賛成をして、討論といたします。

○議長 続いて、反対の討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。よって、議案第74号、仁淀川町過疎地域持続的発展計画の変更については原案どおり可決されました。

議案第75号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、議案第75号、令和7年度道路メンテナンス事業町道大崎線（川口

橋) 橋梁補修工事請負契約の締結については原案どおり可決されました。

議案第76号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、議案第76号、令和7年度(町単)仁淀川町消防団小型動力ポンプ積載車購入事業は原案どおり可決されました。

以上で議案の審議を終了いたします。

日程第3、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。議員の派遣については、会議規則第127条第1項の規定により、お手元の配付のとおり議員を派遣したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定しました。

お諮りします。議員派遣に関し変更等があった場合は、議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、議員派遣に関し変更等があった場合の措置については、議長に委任することに決定いたしました。

日程第4、委員会の閉会中の継続審査、調査についてを議題といたします。

各常任委員長、特別委員会の委員長から、委員会の審査、調査の件、特定事件の調査事項について、仁淀川町議会会議規則第74条の規定により、お手元の申出のとおり、閉会中の継続審査、調査の申出があります。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。したがって、各常任委員会、特別委員会の委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることに決定しました。

大野直孝君。

○5番 本町の会議規則を点検したところ、告発ということが報告だけができるというこ

とが明文化されていないことが分かりましたので、また、98条の調査特別委員会でありますので、瑕疵のないように、急遽動議を提出させてもらう次第です。

内容は、調査特別委員会報告の本会議での承認及び告発決議に関する動議を提出したいと思います。

以上、よろしくお取扱いをお願いします。

○議長 ただいま大野議員より告発決議についての動議が提出されました。この動議に賛同する議員はおられますか。

1名以上の賛同者がおられますので、この動議案を議題として、提出者の説明を求めます。大野議員。

○5番 そのまま読ませていただきます。

令和7年12月3日、仁淀川町議会議長、大野弘殿。

件名。調査特別委員会報告の本会議承認及び告発決議のお願いでございます。

背景。平素より議会運営にご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。調査特別委員会委員長大野直孝は、令和7年12月2日付町道安居渓谷線入札に関する調査特別委員会報告を本日議会に報告いたしました。つきましては、当該報告書を議会として承認いただき、報告書記載の措置、高知地方検察庁または高知県佐川警察署への告発を議決いただきたく、下記のとおり、本会議での承認手続、採決をお願い申し上げます。

議題名。調査特別委員会の承認及び告発の決議について。

要請事項。報告書令和7年12月2日付を本会議で承認すること。承認と同時に、報告書記載の措置として、高知地方検察庁または高知県佐川署への告発を議決すること。告発状は議長名で提出すること。提出期限は可決日から7日以内を目指とするが、調査特別委員会任期中に提出できるよう、速やかに執行すること。提出後、受領状況、受領書の有無、受領日、受領担当者名等を本会議に報告すること。採決方法は、起立による簡易表決を希望します。異議がある場合は、記名または無記名投票に移行してください。

3、証拠の取扱い。証拠原本は議会及び執行部で保全しており、捜査機関からの正式な要請があれば、速やかに提出する旨を告発状に記載することを要請します。なお、本会議に際しては、添付資料を付さない運用とすることを希望します。原本は議会で保存、保全しております。

理由。調査の結果、公告取消し・訂正の決裁決議、評定点の恣意的変更、積算の不適正処理等の疑惑が認められ、公共の信頼回復のため、刑事捜査の開始が相当と判断したため

でございます。

令和7年12月3日、調査特別委員会委員長、大野直孝。

よろしくお願ひします。

○議長 これから動議案に対する質疑を認めます。質疑はありませんか。藤原大君。

○3番 調査委員会の資料に出てきております特定業者K社に私は所属しており、一公社員としてお給料をもらってますので、今回の話合いについては退席させてもらいたいと思います。どうでしょうか。

○議長 退席を認めます。

(3番 藤原大議員 退場)

○議長 ほかに質疑はありませんか。竹本文直君。

○7番 提案者にお伺いしますが、特別委員会には法第98条の委員会と百条委員会というのがあります。なぜ百条委員会でこれを審議しなかったのかということをまずお聞きしたいと思います。

皆さんお分かりのように、98条では告発までは持つていけません。役場の執行部というか、役場の行政管理内容についての点検はできると思いますが、告発までは持つていけないというのが私の認識です。告発を考えておられたのなら、なぜ百条委員会を提案しなかったのかということを聞きたいと思います。

○議長 大野直孝君。

○5番 告発を前提で始めたということでもないので、一応全部の調査は真実を解明するのが調査の目的でありました。

以上です。

○議長 ほかに。竹本文直君。

○7番 この報告書を読ませていただいたんですが、私はこの主な問題点の中で2番目と3番目が物すごく大事やというふうに思うんです。入札公告の取消し・訂正に関する正式な回議書や決裁記録が作成・回覧されておらず、手続上の瑕疵と不透明性があると。それから、前町長の指示で評価値が従来の700から650に引き下げられたが、回議書での再議が行われておらず、評定点変更の正当性が不明である。ここが私は一番の肝やと思います。

委員会が指摘するように、こういうことが手續どおり行われていれば言うことはないんですが、それなしにこういうことが起こったということは、やっぱり組織としてのガバナンス、組織が機能していない、全く。だから、私は前町長だけじゃなしに、入札担当課長、

そして建設課長に大きな責任があると思っています。

やっぱりその立場の責任者であれば、町長はいくら町長であるといえども、町長の指示に対して、こういう問題点がありますよと、これはまずいですよとちゃんと言った上で、結論を出すのが普通の組織やと私は思います。それが全くできていない。そのことが一番の肝であって、一個人を告発するとかなんとかいう問題ではないというふうに考えます。

以上です。

○議長 ほかに質疑は。若藤敏久君。

○8番 一個人を告発するわけではありません、これは。やっぱり業者のほうが間におつて、複数になると思いますけんど、誰を告発するということではなしに、委員会そのものの答申の全てを弁護士さんに相談をして、弁護士さんに告発文書をつくっていただいて、そうせんと、専門的な見地からは我々は知りませんので、そういう方向で進めたと。

それと、なぜ百条にしなかったのかということもありましたけんど、百条調査委員会というのは、議会の伝家の宝刀、これ以外にないというような、それに持ってきてこれを百条までやって、これを百条をやれば、役場の職員、業者、前町長、証言を頂きました。ここにもしうそを言っておれば大変なことになるから、百条までする必要はないんじゃないかといって委員長が言ったのを我々は止めた経緯もございます。告発がための百条ではないんだと。だから、調査はできるだけ我々がやって、その中で、議員全員の同意を得て、告発へ向いて持つていこうじゃないか、告発をするんならですよ、そういう方向でやつた、経緯としたものを、ほかの特別委員会の委員さん以外の方は知らないんでしょうから、ここで少し説明させていただきました。

以上でございます。

○議長 ほかに。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。以上で動議案に対する質疑を終結します。

それでは、この動議案に対する討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。それでは、この告発決議動議案の採決をいたします。この動議案に賛成の方の起立を求めます。

賛成多数。したがいまして、この告発決議動議案については可決されました。
ここで藤原大君の除斥を解きます。

(3番 藤原大議員 入場)

○議長 以上で日程は全て終了しました。これで令和7年第6回仁淀川町議会定例会を閉会いたします。皆様、ご苦労さまでした。

午前11時10分 閉会



会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

令和　年　月　日

仁淀川町議会議長

仁淀川町議會議員

仁淀川町議會議員